

社会福祉法人北九州市福祉事業団
指定福祉型障害児入所施設 小池学園
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北九州市福祉事業団が運営する指定福祉型障害児入所施設小池学園（以下「事業所」）が行う指定入所支援事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が入所給付決定保護者（以下「保護者」）及び利用者に対し、適正な指定入所支援（以下「サービス」）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者及び保護者の意向、利用者の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」）を作成し、これに基づき、利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供する。
- 2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、北九州市、他の市町村等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、教育機関等との連携に努める。
 - 4 事業所は、利用児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。
 - 5 事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人北九州市福祉事業団 北九州市立小池学園
- (2) 所在地 福岡県北九州市若松区大字小敷583番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1名〔常勤〕

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し関係法等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名〔常勤〕

児童発達支援管理責任者は、支援計画の作成に関することを行うほか、利用者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員及び保育士 20名以上〔常勤 19名 非常勤 1名以上〕

児童指導員及び保育士は、利用者の日常生活及び将来の社会生活に向けての支援、相談を行う。

(4) 看護師 1名〔常勤〕

看護師は、利用者の日常生活上の健康管理に関することを行う。

(5) 事務員 3名〔常勤〕

事務員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(6) 栄養士 1名〔常勤〕

栄養士は、利用者の栄養管理及び食事の献立に関することを行う。

(7) 調理員 4名〔常勤〕

調理員は、利用者の食事の調理に関することを行う。

(8) 業務員 1名〔常勤〕

業務員は、公用車の運転及び業務員の業務を行う。

(9) 医師 2名〔非常勤〕

医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は60名とする。

(主たる対象者)

第6条 主たる対象者は以下のとおりとする。

知的障害児

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は以下のとおりとする。

- (1) 日常生活の自立のために必要な支援
- (2) 家庭生活及び職業生活の自立のために必要な支援
- (3) 食事の提供
- (4) 入浴又は清拭
- (5) 日常生活動作の介護
- (6) 生活相談
- (7) 健康管理
- (8) レクリエーション
- (9) その他利用者の支援に関すること

(保護者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 事業所は、サービスを提供した際は、保護者から、当該サービスに係る入所利用者負担額の支払を受ける。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、保護者から当該サービスに係る指定入所支援費用基準額の支払を受ける。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費

ア 朝食 1食につき 361円

イ 昼食 1食につき 520円

ウ 夕食 1食につき 520円

エ 光熱水費 1日につき 497円

(2) 金銭等管理サービスに係る費用 1日につき 30円

(3) 嗜好品、ぜいたく品の購入に係る経費

(4) 日用品費

(5) その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの。

4 事業所は、前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対して交付する。

5 事業所は、第3項に係るサービス提供にあたっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得る。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者及び保護者は、事業所が定める規則等を遵守する。

2 利用者及び保護者は、次に規定する内容に留意する。

(1) 来訪者は、必ず面会簿に記載する。

(2) 外泊・外出の際はあらかじめ所定の手続きを行う。

(3) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用する。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償を求める場合がある。

(4) 現金等貴重品については、利用者の責任において管理する。

(5) 騒音等他の利用者の迷惑になる行為を行わない。また、むやみに施設内の居室等に立ち入らない。

(6) 施設内で他の利用者に対する一切の宗教活動及び政治活動は行わない。

(7) 施設内へのペットの持ち込み及び飼育は行わない。

(緊急時における対応)

第10条 事業所の職員は、サービスの提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医療機関及び家族への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災・風水害・地震等の非常災害の種類ごとに具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第 12 条 事業所は、提供したサービスに関する利用者又は保護者その他の当該利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供したサービスに関し、児童福祉法の規定により、北九州市長等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又は保護者その他の当該利用者の家族からの苦情に関して北九州市長等が行う調査に協力するとともに、北九州市長等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、北九州市長等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を北九州市長等に報告する。

5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は、職員の資質向上のための研修（第 13 条に規定する利用児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 事業所の職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の機密を保持するものとする。

3 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業所等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者等の同意を得ておく。

5 事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する。

6 事業所は、サービスの提供に関する諸記録を整理し、サービスを提供した日から 5 年間保存する。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人北九州市福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。